

XI 畜産物流通の部

解 説

この部には、「と畜場統計調査」、「鶏卵流通統計調査」及び「食鳥流通統計調査」による畜産物の流通に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定対策等各種施策のための資料とする目的として実施した。

(2) 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間

(3) 調査の対象

ア と畜場統計調査

と畜場法に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法の規定に基づく政令で定める市の知事又は市長の許可を受けて設置された全てのと畜場

イ 鶏卵流通統計調査

全国の鶏卵集出荷機関のうち、鶏卵の年間集出荷量が10トン未満の鶏卵集出荷機関を除いた上で、鶏卵の年間集出荷量の合計が各都道府県における総集出荷量の60パーセント以上となるまでの集出荷機関

ウ 食鳥流通統計調査

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された食鳥処理場であって、年間処理羽数が30万羽を超える全ての食鳥処理場

(4) 調査の方法

次のいずれかの方法で実施した。

ア 調査対象者が政府統計共同利用システムのオンライン調査により調査票データの報告を行う自計調査による方法

イ 調査対象者が整備している情報を郵送又はファクシミリにより提供を受ける他計調査による方法

ウ 市場調査オンラインシステムにより調査対象者が整備している情報の提供を受ける他計調査による方法

エ 調査対象者に調査票を郵送で配布し、郵送又はファクシミリにより調査票を回収する自計調査による方法

オ 統計調査員が調査対象者に対し面接による聞き取り又は関係諸帳簿の閲覧により調査を行なう他計調査による方法

2 用語の解説

(1) と畜場統計調査

ア と畜頭数

と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数（切迫と畜頭数も含む。）をいう。したがって、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は破棄されたものは食用に供されないためと畜頭数から除外する。

なお、枝肉の一部が破棄されても残存部がある場合には頭数（1頭）として数える。

イ 枝肉生産量

都道府県別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。

ウ 成牛

生後1年以上の牛をいう。

エ 交雑牛

乳牛と和牛又は外国牛（肉用専用種）との交雑種をいう。和牛と外国牛（肉用専用種）の交雑種は、その他の牛に含める。

オ その他の牛

ヘレフォード種、アバディーンアンガス種、シャロレー種等の外国牛の肉専用種及び和牛と外国牛の交雑種をいう。

(2) 鶏卵流通統計調査

生産量

鶏から食用、加工用、種卵、自家消費量等として生産された卵の量をいい、奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含まない。

(3) 食鳥流通統計調査

ア 食鳥処理場

家禽を食用に供する目的でと鳥し、と体・中ぬき及び解体を行う事業所をいう。

イ 肉用若鶏

肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢未満の鶏（「食鶏取引規格」に規定する「若どり」）をいう。

ウ 廃鶏

採卵鶏及び種鶏を廃用した鶏をいう。

エ その他の肉用鶏

肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢以上の鶏（「食鶏取引規格」に規定する「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」）をいう。

この部についての照会先

統計部 生産流通消費統計課

電話(076)263-2161 内線3642

直通(076)232-4895